

## アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、姉妹都市アウクスブルク市（以下「アウクスブルク市」という。）に派遣するアウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団（以下「使節団」という。）の団員の旅行（以下「派遣旅行」という。）に要する費用の一部を補助するために必要な事項を定め、尼崎市青年使節団アウクスブルク市派遣事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 使節団補助金（以下「補助金」という。）については、次の各号に掲げる要件を満たす者で、派遣旅行が行われる年度（以下「派遣年度」という。）の使節団の団員としての適性に係る選考を経てアウクスブルク市を訪問し、同市において友好関係及び親善を増進させ、交流活動を円滑に行ったものと派遣の成果を記載した書類に基づき市長が認めたもの（以下「補助金交付対象者」という。）に対して交付する。

- (1) 派遣年度の4月1日時点において18歳以上30歳未満の者のうち、派遣年度ごとに別に定める年齢の範囲及び条件に該当すること。
- (2) 尼崎市青年使節団員応募申込書を提出する時点において、尼崎市内に住所を有していること。
- (3) 過去、尼崎市又は尼崎市教育委員会が主催する海外への派遣事業に参加したことがないこと。
- (4) アウクスブルク市に派遣されるまでの間に、尼崎市が実施する研修（研修を複数回にわたって実施する場合にあっては、別に定める必要と認められる回数以上の研修）を受講していること。
- (5) 派遣旅行に要する費用の額から補助金の額を控除した額を超える額の補助を尼崎市以外の機関から受けていないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象となる派遣旅行に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、外国航路の航空運賃及びこれに付随する経費とする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額が100,000円を超えるときは、100,000円とし、その額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支払った渡航費が確認できる書類
- (2) 実績報告書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付決定等の通知）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を交付申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の補助金交付請求書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の全部の返還を求めるものとする。

（施行の細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

尼崎市長 宛

(補助金交付対象者)

住 所	〒
氏 名	
電話番号	

### アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付申請書

アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 対象者氏名 ( )
- 2 補助金交付申請額  
金 円
- 3 添付書類
  - (1) 支払った渡航費が確認できる書類
  - (2) 実績報告書 (様式第2号)
- 4 交付要件 (対象者)
  - (1) 年齢 (派遣年度の4月1日現在)  
歳
  - (2) 住所 (尼崎市青年使節団員応募申込書の提出時点)  
尼崎市
  - (3) 過去、尼崎市または尼崎市教育委員会が主催する海外派遣事業に参加したことがあるか  
ある ・ ない (いずれかを○で囲んでください。)
  - (4) 派遣前研修受講回数  
回 / 研修回数全 回
  - (5) 尼崎市以外の機関 (国・県・団体・企業等) から派遣旅行に係る費用の補助を受けたか  
受けた ・ 受けていない (いずれかを○で囲んでください。)

(裏面に続く)

■ アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付要綱

第2条 使節団補助金（以下「補助金」という。）については、次の各号に掲げる要件を満たす者で、派遣旅行が行われる年度（以下「派遣年度」という。）の使節団の団員としての適性に係る選考を経てアウクスブルク市を訪問し、同市において友好関係及び親善を増進させ、交流活動を円滑に行ったものと派遣の成果を記載した書類に基づき市長が認めたもの（以下「補助金交付対象者」という。）に対して交付する。

- (1) 派遣年度の4月1日時点において18歳以上30歳未満の者のうち、派遣年度ごとに別に定める年齢の範囲及び条件に該当すること。
- (2) 尼崎市青年使節団員応募申込書を提出する時点において、尼崎市内に住所を有していること。
- (3) 過去、尼崎市又は尼崎市教育委員会が主催する海外への派遣事業に参加したことがないこと。
- (4) アウクスブルク市に派遣されるまでの間に、尼崎市が実施する研修（研修を複数回にわたって実施する場合にあっては、別に定める必要と認められる回数以上の研修）を受講していること。
- (5) 派遣旅行に要する費用の額から補助金の額を控除した額を超える額の補助を尼崎市以外の機関から受けていないこと。

(様式第2号)

## 実績報告書

氏名	
派遣期間	
訪問地	
(派遣先での体験)	
(具体的な成果)	
(将来に向けての抱負)	

※実績報告書は対象者が記入すること

(様式第3号)

尼 〇 〇 第 号  
令和 年 (20XX 年) 月 日

〇 〇 〇 〇 様

尼 崎 市 長  
〇 〇 〇 〇

## アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付決定通知書

次のとおり補助金を交付することに決定しましたので、アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

1 補助金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 請求書提出期限

令和 年 (20XX 年) 月 日 ( )

以 上

(様式第4号)

年 月 日

尼崎市長 宛

(請求者)

住 所	〒
氏 名	
電話番号	

## アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付請求書

アウクスブルク市派遣尼崎市青年使節団補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金交付請求額

金□□□, □□□円

2 補助金の振込先

フリガナ										
金融機関	銀行 信用金庫			支店						
預金種別	1 普通預金	2 当座預金	口座番号							
フリガナ										
口座名義人										